

【論点４】 表示及び開示

1. 金融商品に係る開示の拡充（最近のIASB、FASBの動向）

（１）論点の概要

- 昨今の金融危機に対するIASB等の動向に対応した開示の充実。

（２）国際的な動向

昨今の金融危機を受けて、IASBは、金融商品に関する開示の充実を図るため、以下2つの公開草案を公表した。

- IFRS第7号改訂提案「金融商品に関する開示の改善」（2008年10月）
当該公開草案では、金融商品の期末の公正価値を3つの階層に分類することで、その不確実性を理解しやすいものとしている。また、金融負債の流動性リスクに関して、実務面から指摘された不備に対応して、規定の明瞭化等を提案している。
1月のボード会議で、公開草案の基本的な方向性を維持することが暫定決定されている。
- IFRS第7号改訂提案「債券及び債権への投資」（2008年12月）
債券及び債権がどのように分類されているか（AFS、HTM、L&R）にかかわらず、次のような開示を表形式で求めることを提案するもの。FASBも同様の提案を公表している。

- ①当該商品が、次のものであったと仮定した場合の税引前損益
 - (i) 損益を通じて公正価値測定されるものとして分類された場合
 - (ii) 償却原価で処理された場合
- ②比較可能な形式で次の金額
 - (i) 財政状態計算書上の簿価
 - (ii) 公正価値
 - (iii) 償却原価

なお、当該公開草案に対しては否定的なコメントが多数寄せられ、両ボードは、短期的にはこの方向での改正を断念している。

（３）日本基準における取扱い

- 2008年3月における金融商品会計基準改正時において、金融負債の流動性リスクに関して、定性的情報の提供、満期分析等の定量的開示を求めている。これ以外に特段の対応はない。
- 債券及び債権に対して、提案されるような開示は行われていない。

（４）検討のポイント

- 公正価値測定ガイダンス導入に先駆けて、公正価値の不確実性が理解し易くなるような階層の導入を図るか。階層の導入が困難であれば、不確実性の程度が高いもの（e.g. レベル３相当）に限定して開示を充実することも考えられる。
- 金融負債の流動性リスクに関する開示について、検討されている方向への修正を図るか。
- 債券及び債権に対して、提案される開示の長所、短所を検討するか。

（５）今後の方向性

- 現段階では公開草案であり、今後の方向性が不透明であり、引き続き見守ることだろうか。